

第6 収容人員の算定

(昭48.10.23 消防予第140号, 消防安第42号, 昭52.1.6消防予第3号)

「避難又は防火上必要な収容人員の管理」とは、防火対象物に過剰な人員が収容されることがないように管理することをいう。則第1条の収容人員の算定方法は、一応の目安として考慮することも妨げないものであること。(昭43.6.25 消防総第180号)

収容人員の算定は、則第1条の3の規定によるほか、次によること。

1 共通的取扱い

(1) 収容人員の取扱いは、法第8条の適用については棟単位(同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数)になるほか、次によること。

ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあつては、従業者として取り扱わない。

イ 交代制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数としないこと。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務形態にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされている場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

オ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。

カ 令別表第1に掲げる建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で、その内部に、温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているものにおける「総務省令で定める数」は、1人であること。

(平20.7.2 消防予第168号)

(2) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は切り捨てるものであること。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

ウ 床面積は概念上建築物に限るものとされているが、建築物以外の工作物に

あっても通念上必要と認められる場合は準用すること。

(3) 則第1条の3第1項の表中の用語等の運用は、次によること。

ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうこと。また、当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

イ 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファー等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないもの、いす席の相互を連結したいす席を含むこと。

※ 「容易に移動できないもの」とは、一般の人が1人で3秒以内に1m以上移動させることができないものをいう。

ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追入場）を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう。（令別表第1(4)項を除く。）

エ 長いいす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いいすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。

オ 旅館、ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分のように、利用者が宿泊者、従業員等別に算定した者に限られる部分は、当該部分の収容人員は算定しないことができる。ただし、避難器具又は地階及び無窓階の収容人員により設置が義務付けられる非常警報設備の設置義務の適用にあたっては、当該部分の他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算定するものとする。

2 防火対象物の区分ごとの取扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものとし、いす席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まれないこと。

イ 立見席を設ける部分の床面積を0.2㎡で除す場合の「客席の部分ごとに」については、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算をし、その商を合算することとし、この合算数値において端数が生じた場合は切り捨てること。

ウ 地域の小規模な集会場で利用者がその地域の住民に限定されており、かつ、延べ人数が30人未満であって、則第1条の3の規定で算定した数が同時に利用する地域の住民の数を超える場合は、当該住民のうち同時に利用する最大の数を収容人員とすることができる。

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。

(ア) ボウリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 麻雀は、1台につき4人とする。

(エ) カラオケルームは、カラオケマイクの数と固定いす席の数を合算する。

(オ) ルーレット等でゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の0.5mにつき1人として算定する。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数とする。

イ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業員として取り扱うものではないこと。

ウ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算する。

エ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分に、固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 外商関係者は、長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業員として取り扱うこと。

イ 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカー室、商品置場等は含まれないこと。

(4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

ア ダブルベッド又は2段ベッドについては、ベッドの数を2として算定すること。

イ 「簡易宿泊所」とは、ユースホステル、山小屋又は簡易宿泊所の類をいうものであること。簡易宿泊所の中二階（棚状）式のもの、棚数をベッド数とみなして算入すること。

ウ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態から見て団体客を宿泊されることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。

エ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されないことが明らかなものは、この限りではない。

- オ 和式の場合の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まれないものとし、畳の部分に限定されること。なお、和室の宿泊室の算定にあたって除して得た数に端数が生じた場合、切り上げるものとする。(昭52.1.16 消防予第3号)
- カ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿所等で各室が3㎡未満である場合には各室1名として算定すること。
- キ 旅館、ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分で、利用者が宿泊者、従業員等別に算定した者に限られる部分は、防火管理者の要否を決定する場合に限り当該部分の収容人員は算定しないことができる。ただし、避難器具又は地階及び無窓階の収容人員により設置が義務付けられる非常警報設備の設置義務の適用にあたっては、当該部分を他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算定するものとする。
- ク 共同住宅において、1住戸につき、2K以上の住戸は3.5人(階ごとに端数切捨)、1K、1DKの住戸については、居室(浴室、便所等は居室とは見なさない。また、小規模な台所は居室とみなさない場合がある。)の合計が17.32㎡以下で独身者、妻帯者を問わないものは2人、単身者用に建てられ1人入居を条件としたものは1人とする。ただし、竣工後は実態に即して見直しを行うこと。
- (5) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物
- ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものであること。
- イ 「病床」とは、収容した患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、通常の使用状態による収容患者数に対応する数であること。
- ウ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。
- エ 婦人科病院の場合にあつては、未熟児を収容する保育箱及び乳幼児のベッドも病床の数に含まれること。(昭49.10.23 消防安第23号)
- オ 予約診療制度を実施している診療所等についても本項の防火対象物として同様に算定すること。
- カ 病院の廊下が待合所になっている場合の当該部分の収容人員の算定は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分で待合の用に供する部分を3㎡で除して算定する。(昭49.10.23 消防予第42号)
- (6) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物
- 階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。
- ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。
- イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。

- ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。
- エ 講堂等については、最大収容人員とすること。ただし、講堂等と一般教室、特別教室等とが同一階に存する場合、講堂等の最大収容人員と講堂以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とすること。

(昭52.1.16 消防予第3号)

(7) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まれないこととし、蒸気浴場、熱気浴場その他これに類するもの場合は、その浴場をいうこと。

イ 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に付属するトレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

(8) 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業者を含めること。

(9) スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを人員算定のための床面積に算入すること。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、ロッカールーム、シャワー室等は算入しないこと。(昭49.10.23 消防安第23号)

(10) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

収容人員は、従業者の数+従業者以外の者が使用する部分の床面積を3㎡で除して得た人数となるが、従業者数が判明しない場合においては、居室の床面積5㎡につき1人の算定とする。